

福岡県循環器病対策推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「循環器病対策基本法」という。）」（平成30年12月14日法律第105号）第21条に基づき、福岡県循環器病対策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、循環器病対策基本法第11条に規定する福岡県の循環器病対策の推進に関する計画「福岡県循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）の策定等に当たり、必要な事項を検討する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗、評価に関すること。
- (4) その他、循環器病対策の推進について意見を述べること。

(構成)

第3条 協議会は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者、福岡県医師会が推薦する者、その他必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。